

令和7年11月7日作成
福島県環境共生課

ふくしまZEH（F-ZEH）推進事業補助金に関するQ&A

【分野】 -----	-----ページ
1 補助事業全般のこと-----	1
2 補助対象者のこと-----	2
3 補助対象事業のこと-----	4
4 事務手続き、提出書類のこと-----	10

【1 補助事業全般のこと】

Q 1 この補助事業の目的は。

A 1 気候変動対策において、県が公表した「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」における2030年までの目標としている温室効果ガスの削減のため、家庭部門での二酸化炭素排出削減に資するために行うものです。

Q 2 補助金の書類提出先・問い合わせ先は。

A 2 本補助金の書類提出先は「一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部」です。

【書類提出先】

〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4階

電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160

E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp

申請書は、本部でのみ受け付けます。事業に関する問い合わせ、相談は本部の他、以下のセンター事務所でも受け付けます。

【問い合わせ先】

事業所名	住所	連絡先
ふくしま建築 住宅センター 本部	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4階	024-573-0118
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1階	024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	0242-38-3611

【2 補助対象者に関すること】

Q3 この補助事業の対象となる者は。

A3 次の要件を全て満たす個人が対象となります。

- ① 補助対象住宅の所有予定者又は建築主
- ② 県税について滞納がない者

Q4 補助対象者は個人のみか。会社法人等は対象とならないのか。

A4 本事業の補助対象者は個人のみであり、会社法人等は補助対象とはなりません。

Q 5 国の補助金を受けている場合、この補助も併せて受けられるのか。

A 5 本事業と補助対象(ZEH 及び ZEH+)が重複する他の補助制度を併用することはできません

補助制度	併用可否
ZEH 支援事業（経済産業省、環境省）	×併用不可
子育てエコホーム支援事業（国土交通省）	×併用不可

Q 6 県産材や木質バイオマスストーブに対する補助を受けている場合、この補助も併せて受けられるのか。

A 6 ふくしま ZEH(F-ZEH)及びふくしま ZEH+(F-ZEH+)における「ふくしまならでは」（県産材、木質バイオマスストーブ）と補助対象が重複する他の補助制度を併用することはできません。

補助制度	併用可否
ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業	×併用不可
木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業	×併用不可

Q 7 県や市町村の補助金を受けている場合、この補助も併せて受けられるのか。

A 7 国費が財源となっている県、市町村の補助金を併用することはできません。

補助制度	併用可否
福島県住宅用太陽光発電設備等補助金	×併用不可

【3 補助対象事業に関すること】

Q 8 この補助事業の対象となる事業は。

A 8 本補助金の対象となる事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ① 県内においてふくしま ZEH(F-ZEH)又はふくしま ZEH+(F-ZEH+)（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を新築する事業
- ② 県内において新築住宅のふくしま ZEH(F-ZEH)又はふくしま ZEH+(F-ZEH+)（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を購入する事業

Q 9 ZEH とは何か。

A 9 ZEH とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのことであり、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、快適な住環境を備えながら大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」のことをいいます。

本補助金では、建築物省エネルギー性能表示制度における BELS 評価機関から ZEH マークの交付を受けた一戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上の併用住宅も含む。）で、次に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- ① 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。ただし、売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。
- ② 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。
- ③ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。

Q10 ZEH+とは何か。

A10 ZEH+とは、「ZEH の省エネ性能を更に向上させるとともに、設備の効率的な運用等による自家消費拡大を目指す ZEH」のことをいいます。

本補助金では、次に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- ① ZEH に該当するもの。
- ② 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。
- ③ 住宅の外皮性能が断熱性等級 6 以上であること。
- ④ 次の A または B のうち 1 つ以上を選択し導入されていること。
 - A 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又は EV と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下の a 又は b の要件を満たすこと。なお、EV の所有は要件に含まない。
 - a EV 充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合
 - ・ 分電盤に専用の分岐回路（専用回路）を設置すること。
 - ・ 設置する専用回路は単相 200V 20A 以上とすること。
 - b V2H 充電設備（充放電設備）を設置する場合
 - ・ EV から住宅へ放電する電力量も HEMS で計測すること。
 - ・ V2H 充電設備（充放電設備）開閉器を設置すること。
 - B HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。環境省の「令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省 CO₂ 化促進事業）」の公募要領＜個人申請編＞の「ZEH+の選択要件」において「高度エネルギー・マネジメント」を選択する補助対象に設置する HEMS の要件を満たすこと。

Q11 ふくしま ZEH (F-ZEH) とは何か。

A11 ふくしま ZEH (F-ZEH) とは、「一般的な ZEH よりも高い性能を有するとともに、県産材の利用など、本県ならではの特性を有する ZEH」のことといいます。

本補助金では、次に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- ① ZEH の要件を満たしていること。
- ② 住宅の外皮性能が断熱性能等級 6 以上であること。
- ③ 県産材を 10 立方メートル以上使用していること。
- ④ 木質バイオマスを燃料とするストーブを導入すること。

ただし、導入するストーブはヨーロピアンノームや EPA (米国環境保護庁) 等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備えヨーロピアンノームや EPA の承認と同等の水準の環境性能を有する設備であること。

Q12 ふくしま ZEH+ (F-ZEH+) とは何か。

A12 ふくしま ZEH (F-ZEH) とは、「県産材の利用など、本県ならではの特性を有する ZEH+」のことをいいます。

本補助金では、次に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- ① ZEH+の要件を満たしていること。
- ② 県産材を 10 立方メートル以上使用していること。
- ③ 木質バイオマスを燃料とするストーブを導入すること。

ただし、導入するストーブはヨーロピアンノームや EPA (米国環境保護庁) 等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備えヨーロピアンノームや EPA の承認と同等の水準の環境性能を有する設備であること。

Q13 Nearly ZEH や ZEH Oriented は補助対象となるか。

A13 本補助金の補助対象となるのは ZEH のみのため、Nearly ZEH や ZEH Oriented は補助対象となりません。

Q14 Nearly ZEH、ZEH Oriented とは何か。

A14 Nearly ZEH とは、「ZEH を見据えた先進住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅」であり、次の要件を満たす住宅をいいます。

- ① ZEH 強化外皮基準を満たしていること。
- ② 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。
- ③ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。
- ④ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満削減されていること。

また、ZEH Oriented とは、「ZEH を指向した先進的な住宅として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた住宅（都市部狭小地に建築された住宅に限る）」であり、次に掲げる要件を満たす住宅をいいます。

- ① ZEH 強化外皮基準を満たしていること。
- ② 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。

Q15 補助額は。

A15 ふくしま ZEH(F-ZEH) の場合は定額 135 万円、ふくしま ZEH+(F-ZEH+) の場合は定額 180 万円です

Q16 現在、ふくしま ZEH(F-ZEH) 住宅の建築工事をしているが、補助の対象となるか。

A16 事業の着手が令和 7 年 4 月 1 日以降であり、交付申請時に事業が完了していなければ、補助対象となります。

Q17 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか。

A17 次に掲げる事項のいずれかをもって、事業の着手とします。

- ① 新築住宅を建設する事業の場合は、当該住宅の工事請負契約の締結
- ② 新築住宅を購入する事業の場合は、当該住宅の売買契約の締結
本事業の着手日とは、上記①又は②の契約締結日を指し、契約書に記載された契約締結日で判断します。この確認は、当初の契約書で行います。なお、当初契約書の契約日を訂正したものや変更契約の契約日は、着手日とは認められません。

Q18 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか。

A18 次に掲げる事項全ての完了をもって、事業の完了とします。

- ① 補助金対象住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は瑕疵担保履行法付保険証書（建築確認が不要な住宅に限る。）の交付
- ② 補助金対象住宅の引渡し
- ③ 補助金対象住宅の代金の支払い

Q19 いつまでに事業を完了すればよいのか。

A19 事業完了後、令和8年2月27日（金）までに完了実績報告書をセンターに提出する必要があります。

Q20 アパートやマンションは対象となるか。

A20 対象となりません。また、長屋も対象なりません。

Q21 店舗との併用住宅だが、補助対象になるか。

A21 本補助の対象となる住宅は、併用住宅も対象になります。住宅の用途に供する部分の床面積が、建築物全体の延べ面積の1/2以上である場合に対象となります。

Q22 増築・改築は対象となるか。

A22 対象となりません。また既存住宅を別敷地へ移転する場合も対象となりません。ただし、住宅1棟全てを解体し改築する場合は、住宅1棟の新築となるため申請が可能です。

Q23 新築戸建建売住宅の申請の場合、補助対象となる住宅はどのような住宅か。

A23 県内に交付申請者が常時居住するために購入した戸建の建売住宅で、以下の要件を全て満たすものです。

- ・ 新築工事が完了した日（建築基準本第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けた日（建築基準法第7条第1項の適用を受けない建築物にあっては、住宅の引き渡しを受けた日））の前に売買契約をしたもの
- ・ 売買契約の締結が令和7年4月1日以降のもの
- ・ 人が居住したことのないもの

また、補助金交付申請書の提出時に補助金対象事業が完了している場合は応募ができませんのでご注意ください。（→Q18）

なお、建売住宅を売る方は、宅地建物取引業の免許を有する方でなければなりません。

Q24 申請時に土地が法人名義になっている場合でも申請は可能か。

A24 土地の所有者については不問ですので、申請は可能です。

ただし、借地権等土地の権利関係が明確となっていることが条件となります。

Q25 ZEH の設計、建築や販売を行おうとする事業者は、県にビルダー登録する必要があるか。（国補助金の ZEH ビルダー登録のような制度はあるか。）

A25 国補助金の ZEH ビルダーのような登録制度はありませんので、必要ありません。

Q26 設置する太陽光発電パネルの容量に制限はあるか。

A26 余剰買取であれば制限はありません。

【4 事務手続き、提出書類に関すること】

Q27 補助事業への応募期限は。

A27 令和8年1月30日までに交付申請書を一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部へ提出してください。なお、提出書類に不備がある場合は受理はせず、不備がなくなった時点での受理となります。

Q28 応募の受付は先着順か。

A28 はい。先着順で受付を行い、交付申請書の受理数が募集戸数となった時点で、募集は終了となります。なお、提出書類に不備がある場合は受理できず、不備がなくなった時点での受理となりますですが、その間に募集が終了した場合は受理できませんのでご注意ください。

【参考】募集戸数に達する日に、募集戸数を上回る応募があった場合の取り扱い

募集戸数に達する日に受理した応募者を対象に抽選を行い、当選者の補助金交付申請書を有効とします。

なお、補助金の辞退者等が出た場合は、抽選時に順位を決めた落選者から繰り上げて当選者を決定します。ただし、繰り上げ当選時に補助金対象事業が完了している場合は無効となります。

Q29 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか。

A29 いいえ。応募いただいた際に募集戸数を超えている場合のほか、交付申請が受理された場合でも、申請内容のとおり事業が実施できなくなった場合などは補助が受けられない可能性があります。

Q30 交付申請時に「申請する住宅の所在地」が確定していない場合は、どのように申請書に所在地を記入すればよいか。

A30 申請する住宅の建設予定地は確定してください。分筆や区画整理等で建築予定地の地番が確定していない場合は、分かる範囲で住所を記入してください。

Q31 申請書の申請者の住所は、現住所を書くのか。それとも転居後の住所か。

Q31 住民票に記載されている住所を記載してください。

Q32 住民票を提出する場合は、マイナンバーを表記する必要はあるか。

A32 マイナンバー表記のない住民票を提出してください。

Q33 交付決定前に建築確認申請、ZEH評価の申請を行うことは可能か。

A33 可能です。

Q34 提出する契約書（写し）はどのようなものでもよいのか。

A34 契約書に記載された、発注者名（請負契約の場合）又は購入者名（売買契約の場合）は、交付申請者と同じでなければなりません。なお、発注者又は購入者が複数名である場合は、代表者が交付申請者となります。
契約書により、契約締結日のほか、印紙（割印）、当事者の所在地及び氏名又は名称、当事者の押印、補助対象住宅の物件名を確認します。

Q35 実績報告までに、導入したZEHに居住していなければならないか。

A35 いいえ。そのような条件はありません。

Q36 センターへの申請書類の押印は必要か。

A36 不要です。

ただし、完了実績報告時の添付書類である「確約書」には、申請者本人の署名が、「建築士による F-ZEH 工事内容確認書」及び「建築士による F-ZEH+工事内容確認書」については、建築士の押印が必要となります。

Q37 「交付決定通知書」、「補助額の確定通知書」は誰宛てに送られるのか。

A37 「交付決定通知書」、「補助額の確定通知書」は申請者に通知します。

Q38 申請書を直接センター本部へ持参することは可能ですか。

A38 可能です。

Q39 交付決定後に、当初の完了予定日までに事業が完了しない見通しとなった場合、どうすればよいですか。

A39 速やかにセンターまでご相談ください。なお、令和8年2月27日(木)までに完了実績報告書を提出できない場合、補助を受けられないことがあります。

Q40 交付申請から交付決定まで、どれくらいの期間を要するか。

A40 速やかに交付決定の手続きを行いますが、交付申請書類に不足・不備等がある場合は交付決定できませんので、申請者は速やかな不足・不備等の対応をお願いします。なお、提出書類に不足・不備等がある場合は不足・不備等が是正された日が受理日となり、是正の間に他の申請が受理される場合があります。

Q41 導入した設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか。

A41 交付申請者は、補助事業により取得し、又は、更新した設備等（以下「財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

また、知事が定める期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

※ 当該財産について、移転、更新、又は、主要機能の変更を伴う、改修等を実施する場合には、知事に届け出してください。

Q42 県税に未納がないことの証明書はどうやって手に入れるのか。

A42 納税証明書は各地方振興局県税部で交付しています。

証明事項は「県税に未納（課税）がないこと」を選択してください。

地方振興局一覧

県税の窓口	所在地	連絡先
県北地方振興局 県税部	福島市杉妻町 2-16 (県庁北庁舎4F)	024-521-2680
県中地方振興局 県税部	郡山市麓山 1-1-1 (郡山合同庁舎内)	024-935-1235
県南地方振興局 県税部	白河市昭和町 269 (白河警察署の近く)	0248-23-1512
会津地方振興局 県税部	会津若松市追手町 7-5 (会津若松合同庁舎内)	0242-29-5235
南会津地方振興局 県税部	南会津町田島字根小屋甲 4277-1 (旧南会津郡役所)	0241-62-5212
相双地方振興局 県税部	南相馬市原町区錦町 1-30 (南相馬合同庁舎内)	0244-26-1123
いわき地方振興局 県税部	いわき市平字梅本 15 (いわき合同庁舎内)	0246-24-6024

Q43 福島県からの課税がなかったため、納税していない。この場合、県税の納税証明書の提出は必要か。

A43 課税がなかった場合も納税証明書の提出は必要です。課税がある場合と同様に、証明事項は「県税に未納（課税）がないこと」を選択してください。

Q44 交付申請後に、本補助金と併用できない他の補助金を受けることとなったが、交付申請の変更手続きが必要か。

A44 本補助金と併用できない他の補助金を受けることとなった場合は、本補助金の中止（廃止）の手続きが必要です。速やかにセンターへご相談ください。

Q45 交付申請後に、着工した ZEH に計画の変更があった。この場合、交付申請の変更手続きが必要か。

A45 計画の変更により、補助対象設備の仕様・経費、住宅の床面積に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

変更が生じた場合は、速やかにセンターへご相談ください。

Q46 変更により ZEH の BELS 評価書の変更手続きを行ったが、完了実績報告書に添付する ZEH の評価書は変更後のもののみでよいか。

A46 変更後の BELS 評価書を提出してください。

Q47 納税証明書の有効期間はいつまでか。

A47 納税証明書は、提出日 3か月前までの原本を提出してください。

Q48 建築士の資格の証明書（建築士免許証）の写しは必要か。

A48 「建築士による F-ZEH 工事内容確認書」及び「建築士による F-ZEH+工事内容確認書」に押印する建築士の資格の確認のために提出していただく必要があります。

Q49 補助事業の完了日は何で確認するのか。

A49 請負契約の場合は、ZEH の検査済証の交付日（建築確認が不要な住宅の場合は瑕疵担保履行法付保険証書の保険開始日）及び請負額全額清算完了日のいずれか遅い日で確認します。

売買契約の場合は、売買契約に記された ZEH の引渡し日又は売買の代金の支払い完了日のいずれか遅い日で確認します。

なお、これらの書類で確認できない場合は、確認に必要な書類を求めます。